

再生資源の適正な活用に関する要綱に基づく届出先

1 要綱第3第1項及び第5第1項に基づく届出について

○届出先は、産業廃棄物処理業者とその他の事業者で扱いが異なります。

産廃処理業者は事業者ごとに、その他の事業者は事業場ごとに！

(注) 事業場とは、販売する再生資源を排出、発生する、又は、販売する再生品を再生する事業所のことです。

①【産業廃棄物処理業者】の場合

業の許可申請と同じ県民事務所等に届出を行ってください。

ただし、廃棄物処理法の政令市の区域は政令市ではなく、表1の届出先の県民事務所等に届け出てください。

表1

政令市区域	届出先
名古屋市	県庁 資源循環推進課
豊橋市	東三河総局 県民環境部 環境保全課
岡崎市	西三河県民事務所 廃棄物対策課
一宮市	尾張県民事務所 廃棄物対策課
豊田市	西三河県民事務所 豊田加茂環境保全課

(注) 業の許可申請を、県と政令市の両方に行っている場合は、県の許可申請先である県民事務所等に届け出てください。ただし、県への許可申請が収集運搬業のみであり、かつ、政令市への許可申請が中間処分業である場合は、中間処分業に係る政令市区域の届出先を選択することができます。

また、業の許可申請を、複数の政令市のみに行っており、県には行っていない場合は、主たる事業場が所在している地域を所管する県民事務所等に届出を行ってください。

②【産業廃棄物処理業者以外の事業者】の場合

他の環境法令と同様に、事業場ごとに所管する県民事務所等に届け出てください。政令市の区域については、表1のとおりです。

③【産業廃棄物処理業者】が業の許可と関係のない事業について届出を行う場合

業の許可に係る事業に関しては、①のとおり業の許可申請と同じ県民事務所等に、それ以外の事業に関しては、②のとおり事業場が所在する地域を所管する県民事務所等に届け出てください。

2 要綱第4第2項に基づく業界団体からの指針に関する申出について

○すべて県庁資源循環推進課に申し出てください。

再生資源の適正な活用に関する要綱に係る届出先及び問い合わせ先

窓 口	所在地（電話番号）	所管市町村
愛知県環境局 資源循環推進課	名古屋市中区三の丸 3-1-2 (052-954-6235(ダイヤル))	名古屋市
東三河総局 県民環境部環境保全課	〒440-8515 豊橋市八町通 5-4 (0532-54-5111(代表))	豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市
東三河総局 新城設楽振興事務所 環境保全課	〒441-1365 新城市字石名号 20-1 (0536-23-2111(代表))	新城市、設楽町、東栄町、豊根村
尾張県民事務所 廃棄物対策課	〒460-8512 名古屋市中区三の丸 2-6-1 (052-961-7211(代表))	一宮市、瀬戸市、春日井市、犬山市、江南市、 小牧市、稲沢市、尾張旭市、岩倉市、豊明市、 日進市、清須市、北名古屋市、長久手市、東郷町、 豊山町、大口町、扶桑町
海部県民事務所 環境保全課	〒496-8531 津島市西柳原町 1-14 (0567-24-2111(代表))	津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江 町、飛島村
知多県民事務所 環境保全課	〒475-8501 半田市出口町 1-36 (0569-21-8111(代表))	半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、 阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町
西三河県民事務所 廃棄物対策課	〒444-8551 岡崎市明大寺本町 1-4 (0564-23-1211(代表))	岡崎市、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、 知立市、高浜市、幸田町
西三河県民事務所 豊田加茂環境保全課	〒471-8503 豊田市元城町 4-45 (0565-32-3381(代表))	豊田市、みよし市
○業界団体の指針に係る申出は、愛知県環境局資源循環推進課へ。		